

多賀町立多賀福祉会館利用料金表

令和5年4月1日 改定

単位:円

階	室名	区分	午前	午後	夜間	終日
			9:00~13:00	13:00~17:00	17:00~21:00	9:00~21:00
2階	大広間 会議室	区民	500	500	500	1,500
		区民外	1,000	1,000	1,000	3,000
		上記外	2,000	2,000	2,000	6,000
1階	会議室 (旧和室)	区民	500	500	500	1,500
		区民外	1,000	1,000	1,000	3,000
		上記外	2,000	2,000	2,000	6,000

利用料金について

光熱水費（厨房費含む）・備品使用料等全て含んでいます。

食事付された場合も追加料金は不要ですが、テーブル等の清掃、弁当殻・缶・瓶
ペットボトル・ダンボール等ゴミは必ずお持ち帰り下さい。

【使用についての注意事項】

※みなさまがお互いに気持ち良くご利用できるように次の事項をお守り下さい。

- 会館使用の際は使用申請書に記入の上、使用料金を添えてお申込み下さい。
- 壁・柱等に張り紙・画鋏・釘等の使用を禁止します。
- 申請していない部屋を別に使用される場合、新たに料金が発生します。
- テーブル・イス・座布団を使用された場合必ず元に戻してください。
- 会議室のテーブル・イスを移動される場合ひきずら無いでください。キズ防止
- 下記に該当することが解った場合申込み後でも使用許可を取り消します。
 - ①公序良俗その他公益を害する恐れがある場合。
 - ②建物及び附属設備を損壊するおそれのある場合。
 - ③使用権利を他人に譲渡又は転貸した場合。
 - ④申込書記載事項の虚偽や使用規定に違反した場合。
- 館内は禁煙です。喫煙は1F玄関東側。
- 設備や備品を損傷・紛失された場合は損害賠償していただく場合があります。
- 会館内及び駐車場での盗難・紛失・事故等について会館は一切責任・関与しません。
- 上記内容について遵守いただけない場合は、次回からの利用は許可しない場合があります。
- その他詳細については、福祉会館にお問い合わせ下さい。

ここに無い事例については、平成28年4月1日締結された「指定管理者協定書」および平成17年12月15日公布された「福祉会館の設置および管理に関する条例」(第34号)によるものとする。

問い合わせ先 NTT電話 48-1850 有線電話 2-2295